



## 呉市地域産品開発支援事業補助金の選定結果

今年度の新規事業として、呉市の魅力をアピールする「特産品」や観光資源等を活用した「土産品」の新たな開発、または既存商品の改良などを行う事業者に対して経費を助成し、併せて専門家による伴走型商品開発支援も行います。

5月7日～6月10日の募集期間に13件の応募があり、審査の結果、選定された事業者は次のとおりです。

今後、各事業者は専門家のアドバイスを受けながら商品開発・改良を行い、令和7年2月末までに試作品を完成させる予定です。

事業の詳細は別紙を参照してください。

事業者名	商品名称（※）
有限会社 上田瓦商店	瀬戸内レモンとお宝トマトのピネガードリンク
株式会社 しお家	海軍さんの釜めし
有限会社 鳥徳商店	呉名物元祖たちまち（鳥皮のみそ煮・しお煮）
株式会社 中元本店	大和ラムネの「らむね」
宮原水産	乾燥牡蠣の味噌漬け

※商品名称は、開発支援を行っていく過程で変更する可能性があります。



呉市



# 特産品



専門家・  
くれ産業振興センター

# or 土産品



新商品開発に  
必要な経費の  
一部を補助し、  
販路開拓を応援！



マーケティング  
OEM先の紹介など  
商品開発・  
販売戦略を支援！

## 地域産品開発支援(補助)事業

～新しい呉の『特産品』『土産品』一緒につくってクレ～

応募期間：令和6年5月7日(火)～6月10日(月) 17時00分まで

### 補助対象となる事業

呉市の魅力をアピールする「特産品」や  
観光資源等を活用した「土産品」の  
新たな開発、または既存商品の改良。

### 補助率及び上限額

1件あたり最大 **50万円**以内  
(対象経費の2/3まで)

### 補助対象者

市内に事業所を有する法人及び  
個人事業者

### 支援メニュー

商品開発やマーケティング、流通、  
デザインプランなどに長けたアデザ  
イナが伴走型で新商品開発を支援  
します！

### 申込方法

申請書に必要事項を記入のうえ、  
呉市商工振興までご提出ください。

申請書は  
こちらから  
ダウンロード



詳しくは裏面へ

お問い合わせ

呉市産業部 商工振興課 〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号

Tel: 0823-25-3167 Fax: 0823-25-7592 [sykou@city.kure.lg.jp](mailto:syoukou@city.kure.lg.jp)

## 補助対象となる事業

市場で販売等流通していないオリジナリティの高いもので、試作段階の商品を対象とします。令和7年2月28日(金)までに、開発商品の試作を完了し、事業期間中または事業終了後、1年以内に商品化が可能な事業内容で、「呉市の魅力をアピールする特産品または観光資源等を活用した土産品の新商品開発を行う事業」を対象とします。

## 対象経費、補助率及び上限額

《対象経費》

- ①商品化全般に関するもの
- ②商品化に向けた試験・分析に関するもの
- ③販売に向けた調査に関するもの
- ④産業財産権出願・導入費
- ⑤開発した商品のPR・販路開拓経費

《補助率》

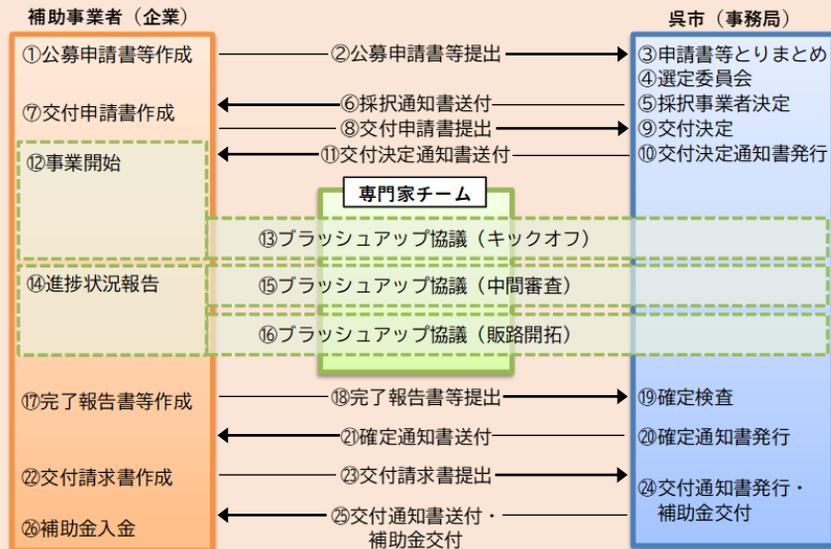
対象経費の3分の2以内(補助金の千円未満の金額は切り捨て)

《上限額》

1事業者あたり50万円

## 仕組み

本補助金運営事務局として呉市産業部商工振興課が窓口となり、専門家チームとともに以下の仕組みにより支援対象事業者への支援を行います。



## 応募手続きの概要等

《応募期間》

令和6年5月7日(火)から6月10日(月)17時00分まで

《申請書作成及び提出》

- ① 地域産品開発支援事業補助金公募申請書(第1号様式)
- ② 事業計画書(第2号様式)
- ③ 収支予算書(第3号様式)
- ④ 事業者概要書(第4号様式)
- ⑤ 誓約書(第5号様式)
- ⑥ (法人の場合)履歴事項全部証明書(提出日前3か月以内に発行されたもの)  
(個人事業者の場合)開業届・確定申告書の写し等

《提出先》

〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号  
呉市商工振興課「呉市地域産品開発支援事業開発補助金」事務局 宛  
※提出については郵送または宅配便とし、FAX及び電子メールは不可。

## 支援事業の選定

選定委員会を開き、補助金の交付対象者を決定します。

予算の範囲内で5事業者を予定しています。

(複数企業が連携して事業実施も可能ですが、補助対象は代表事業者のみとなります。)

## 補助事業実施期間等

《事業実施期間》

交付決定の日から令和7年2月28日(金)まで

《主な留意事項》

補助経費の用途については、その根拠となる証拠証憑を整理し、本事業終了日の属する年度の翌年度から5年間保存しなくてはなりません。

## 事業スケジュール

